

堺市立美原西小学校

『いじめ防止基本方針』

令和7年4月

生徒指導部

1. はじめに

いじめ問題にすばやく、組織的に対応するために、いじめの定義を全教職員が正しく理解する必要がある。

いじめは、西小のどの子どもにも起こるかもしれないという認識のもと、いじめ防止に向け、日々の指導体制を整え、いじめの未然防止を図りながら、早期発見・早期対応に取り組む。本校の教育目標である『心豊かな子ども』になるべく、みんなが安心して過ごせる美原西小学校をめざし、『いじめ防止基本方針』を定める。

2. いじめとは

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法」より）

やられた子が「嫌だな」「いじめられてる」と感じることを全て

例1) Aさんは同じクラスのBさんに、いきなり頭をたたかれた。Aさんは泣きながら担任のところへ駆け寄り、「Bさんにたたかれた」と訴えた。担任は、Bさんに事実確認したところ、Aさんをたたいたことを認めたため、厳しく注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。

例2) Cさんは同じクラスのDさんが気に入り、授業中や休み時間に、Dさんの方を見ているところがある。Dさんは担任に、「Cさんが覗んでくる。なんだか怖い」と訴えた。担任がCさんに事実確認したところ、Dさんの方を見ていることを認めた。しかし、Dさんを見てしま

うのは、Dさん^{たい}に対して^{こうい}好意^{いだ}を抱^いいているからだと言う。

例1^{れい}も例2^{れい}も、Aさん、Dさん^{しんしん}が心身^{くつう}の苦痛^{かん}を感じているので、いじめになる。

- ・ いじめはどの子どもにも・どの学校^{がっこう}にも起こり得るものである。
- ・ いじめは人権侵害^{じんけんしんがい}であり、人^{ひと}として許される行為^{ゆる}ではない。
- ・ いじめは大人^{おとな}に気づきにくいところで行^{おこな}われることが多く発見^{おお}しにくい。
- ・ いじめはいじめられる側^{がわ}にも問題^{もんだい}があるという見方は間違^{みかた}っている。
- ・ いじめはその行為^{こうい}の態様^{たいよう}により、暴行^{ぼうこう}・恐喝^{きょうかつ}・強要^{きょうよう}などの刑罰法規^{けいばつぽうき}に抵触^{ていしよく}する。
- ・ いじめは先生^{せんせい}の児童観^{じどうかん}や指導^{しどう}のあり方^{かた}・学校^{がっこう}のあり方^{かた}が問われる問題^{もんだい}である。
- ・ いじめは学校^{がっこう}・家庭^{かてい}・地域^{ちいき}がそれぞれの役割^{やくわり}を果たし、一体^{いったい}となって取り組むべき問題^{もんだい}である。
- ・ いじめ防止^{ぼうし}や対応^{たいおう}には、家庭^{かてい}との連携^{れんけい}が必要^{ひつよう}である。
- ・ いじめを広く捉^{ひろ}えることで、いじめの早期発見^{そうきはっけん}・早期対応^{そうきたいおう}につながる。

3. 具体的な取り組み^{ぐたいてき と く}

I いじめの未然防止^{みぜんぼうし}

いじめは子どもたちのストレスが原因^{げんいん}になることが多く、いじめの未然防止^{みぜんぼうし}のためには、子どもたちのストレスを軽減^{けいげん}することが重要^{じゅうよう}だと言われています。そのために、すべての子どもたちが安心^{あんしん}・安全^{あんぜん}に学校生活を送ることができ、規律正しい態度^{きりつただ}で授業^{たいど}や行事^{じぎょう}に主体的に参加^{ぎやうじ}・活躍^{しゅたいてき}できる学校づくりを進めていくことがいじめの未然防止^{みぜんぼうし}につながります。また、子どもたちにストレスをもたらすストレス（ストレスをもたらす要因^{よういん}）には、友だち関係^{とも}にまつわる嫌なできごと、人^{ひと}に負けたくないという競争意識^ま、勉強^{きょうそう}にまつわる嫌なできごとなどがあげられます。このことが、いじめに結びつきやすい「不機嫌怒りストレス^{ふきげんいき}」を高めることにつながるそうです。『居場所づくり・絆づくり^{いばしよ}』をキーワードに、集団^{しゅうだん}の一員としての

自覚や自信を育んでいくこと、そして、授業改善『わかる授業づくり』に取り組むことで、ストレスをストレスととらえることが減るのではないのでしょうか。

いじめに向かわせないためにも

- ・規律…低学年のうちから、きちんと（忘れ物なく、正しい姿勢で、集中して）授業に参加させる
- ・学力…基礎的な学力を身に付けさせる
- ・自己有用感…互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じさせる

を大切にしたい取り組みを、学校全体・全教職員が一致団結して行うことが必要になってくる。

Ⅱ いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいを装って行われる。いじめられている本人からは仕返しが怖くて訴えにくいこともある。クラスの中の小さな変化を見逃さないためにも、日々の観察が重要になる。

- ・先生が子どもたちと過ごす機会を積極的に設ける。休み時間や放課後など、子どもたちの様子に目を配る。「子どもたちがいるところには、先生たちがいる」ことを心がける。
- ・いじめの相談窓口があることを知らせる提示をする。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・学期ごとに「いじめアンケート」を実施する。
- ・いじめ記録シートを活用し、いじめの早期発見・情報の共有に努める。
- ・日記やあのね帳・連絡帳を活用し、児童や保護者との信頼関係を構築する。
- ・教育とは、『今日、行く。』ものである。気になる事案は、家庭訪問等を行いすばやく対応する。

Ⅲ いじめの早期対応

いじめが発生した時は、緊急対応図に基づきすばやく対応する。（別紙フロー図参照）

Ⅳ 「いじめ対策委員会」「いじめ対応委員会」の設置

いじめ対応を担う会議として「いじめ対策委員会」を毎月行う（全ての先生が参加）。その会議での情報を共有後、学校長が任命した教頭・主幹教諭・生徒指導主任・人権担当者・当該学年担任・養護教諭をメンバーとして、「いじめ対応委員会」を行う。必要であれば、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）にも、参加を要請する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。

V 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（2）重大事態への対処

重大事態が発生した旨を、堺市教育委員会に速やかに報告し、事実関係を明確にし調査を行う。関係

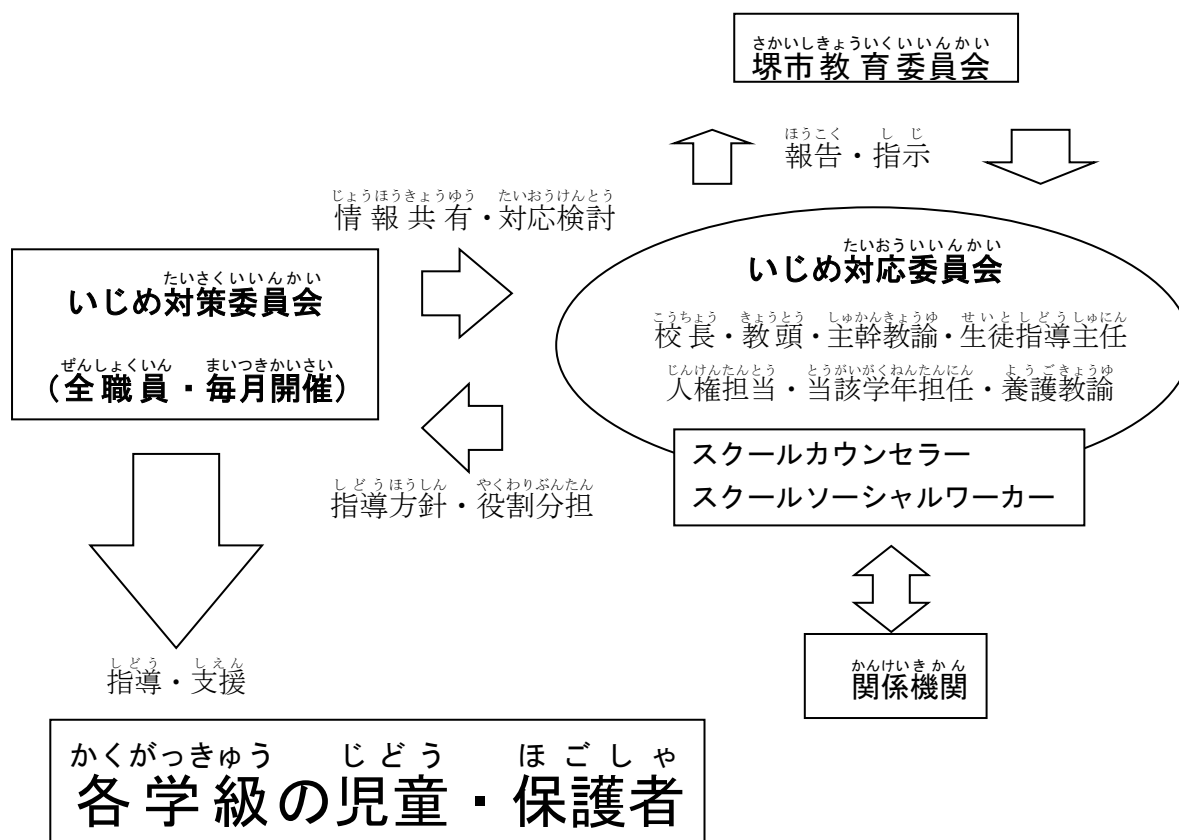
諸機関との連携を適切に図りながら、「堺市いじめ防止基本方針」に基づいて、あらゆる手段を講じて事態の収束に努める。

Ⅵ いじめ防止等に関する年間計画

	職員会議等	防止対策	早期発見
4月	・いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導部】 ・いじめ対策に関わる共通理解【職員会議】 ・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】	・学級開き、学級ルールづくり 【学級活動】	
5月	・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】 ・生徒指導研究協議会総会【生徒指導主任】	・異学年交流【西小UP】 ・行事を通じた人間関係づくり	

		うんどうかい 【運動会】	
6月	・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】 ・黒山地区青少年健全育成会総会【生徒指導主任】	・異学年交流【西小UP】	・いじめアンケート ・個別面談 ・堺市学調I R T （生活実態調査）
7月	・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】 ・生徒指導に関する研修【職員研修】	・異学年交流【西小UP】	
8月	・生徒指導研究協議会【生徒指導主任】		
9月	・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】	・異学年交流【西小UP】	
10月	・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】	・異学年交流【西小UP】	・いじめアンケート ・個別面談
11月	・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】	・異学年交流【西小UP】	
12月	・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】	・異学年交流【西小UP】	
1月	・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】	・異学年交流【西小UP】	
2月	・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】 ・生徒指導研究協議会【生徒指導主任】 ・黒山地区青少年健全育成会総会【生徒指導主任】	・異学年交流【西小UP】	・いじめアンケート ・個別面談
3月	・児童に対する情報共有【いじめ対策委員会】	・異学年交流【西小UP】	・学校評価アンケート

●いじめ防止のための体制図



いじめの解決に向けての対応図

子どもの相談の仕方

- ・担任の先生に伝える。
- ・担任以外の話しやすい先生に伝える。
- ・保護者の人に伝える。
- ・友達ちに伝える。先生への相談に付き添ってもらおう。
- ・いじめアンケートに書く。

・事実関係の調査、把握

(調査は慎重かつ迅速に、被害者・加害者・周囲の子どもに対して行う)

1 いじめ対策委員会(検討)

- ・情報を得た先生は、すぐにいじめ記録シートに入力を行い、いじめ対策委員会に報告を行う。
- ・得た情報はすべて記録に残すこと。
- ・いじめ対策委員会において、全教職員で情報の整理と検討を行う。

情報の整理と検討

- ・いじめらしき状況についての情報の整理
- ・いじめかどうかの検討
- ・追加情報(動機や背景)の収集についての検討

- ①いじめられた子どもや保護者からの訴えを受けた。
- ②他の子どもからのいじめの情報を聞いた。
- ③いじめらしき現場を発見した。
- ④子どもの言動からいじめのサインに気付いた。
- ⑤家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた。
- ⑥関係機関等からいじめに関する連絡を受けた。
- ⑦職員からいじめの情報を聞いた。

2 いじめ対応委員会（指導方針・いじめ対応検討・決定）

- ・被害児童、加害児童に対して、どうい
う言葉がけをしていくのか
- ・保護者に対して、どういう支援をして
いくのかの説明
- ・加害児童への成長支援
- ・被害児童に対する支援・体制づくり
- ・集団（クラス全体）への指導方針

指導方針・指導体制の決定

- ・被害児童への支援体制を整える
- ・加害児童への指導体制を整える
- ・保護者と直接面談を行う
- ・役割分担を決める

3 いじめ対策委員会（指導方針、いじめ対応共有）

4 継続指導・経過観察・再発防止・予防的活動

〇いじめ解消の確認

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。

いじめが『解消している』状態とは、

条件①：被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる

状態が相当の期間継続している（3か月を目安とする）

条件②：被害者が心身の苦痛を受けていない（被害者本人や保護者への面談等で

心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）

※いじめが解消している状態に至った後も、日常的に注意深く

観察する必要がある。